

資料4-1	平成25年3月21日(木)
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	

平成24年度指定障害福祉サービス事業者 等の実地指導の結果について

平成25年3月21日

千葉県障害者自立支援課

1 平成24年度における実地指導及び監査の実施方針

資料6-2のとおり。

2 指導監査実施結果

(1) 適正であった事業所の割合 20% (平成23年度:38%)

(2) 最高返還額 320,428円 (平成23年度:2,071,737円)

		適正	改善報告	給付費返還	監査	勧告	命令	指定取消し
対象実事業所数	54	11	43	14	0	0	0	0
(%)	100	20.4	79.6	25.9	0	0	0	0

3 主な指摘事項一覧

【共】:各サービス共通

【訪】:訪問系サービス事業所

【日】:居住系、日中活動系サービス事業所

(1) 報酬返還事例(不正請求)

ア 記録の不備及び不整合。【共】

イ 外出で身体介護を算定している。【訪】

ウ 見守りで身体介護を算定している。【訪】

エ 連続する外出に直接関連しない身体介護と通院等介助(身体介護を伴う場合)を個別に算定している。【訪】

オ 通院等介助の起点が居宅でない。【訪】

カ 所定の手続きを経ないで院内介助を提供している。【訪】

キ 実際に支援を要しない待ち時間を同行援護として算定している。【訪】

ク ヘルパー自らが運転している時間を報酬算定している。【訪】

ケ 間隔の空く一連の居宅介護を個別に算定している。【訪】

コ 算定要件を満たさずに各種加算を請求している(児童発達支援管理責任者専任加算、欠席時対応加算等)。【共】

(2) 人員基準違反

ア サービス提供責任者が児童発達支援管理責任者を兼務している。【訪】

イ 管理者が常勤でない。【共】

(3) その他の基準違反

ア 重要事項の掲示を行っていない。【共】

イ 変更の届出を行っていない。【共】

ウ 個別支援計画の見直しを行っていない。【共】

エ 代理受領の通知を行っていない。【共】

オ 個人情報提供の同意書がない。【共】

カ 秘密保持の措置がない。【共】

キ 従業者の雇用契約書がない。【共】

4 報酬返還事例(不正請求)



3(1)ア サービスの提供の記録

指定基準第19条

利用者及び指定居宅介護等事業者が、その時点での指定居宅介護等の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護等事業者は以下の事項について、サービス提供の都度記録し、利用者の確認を得なければならない。

- 提供日
- 提供したサービスの具体的内容
- 実績時間数
- 利用者負担額 等



以下のような事例が見受けられましたので、御注意ください。

- 事業所のサービス提供記録と、給付費請求に係るサービス提供実績記録票の内容が不一致。
- サービス提供記録における実績時間数が15分であるが、所要時間30分のサービス費を請求している。
- サービス提供責任者が同行訪問した旨の記録がないが、初回加算を算定している。
- 相談援助の内容の記録がないが、欠席時対応加算を算定している。



3(1)イ及びウ 身体介護の算定誤り

法第5条第2項

下記のサービス内容は、身体介護で提供できない。

- 外出介助(身体介護で算定すべき通院等の外出を除く)
- 見守り
- 体操、マッサージ 等



3(1)エ 通院等介助が身体介護に化ける

国通知

「通院等介助(身体介護を伴う)」と「外出に直接関連しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)」が連続した場合、個々別々の実績として計上せず、通算して「身体介護」を算定する。

- 「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて(国通知)」



3(1)オ 通院等介助の算定要件

報酬告示別表第1の1注2

通院等介助については、下記要件が必要となる。

- 「居宅から病院等」、「病院等から居宅」、いずれかの行程であること
- 支援内容は、病院への通院等、官公署への移動(公的手続、障害福祉サービス利用相談のための利用に限る。)であること
- 居宅以外で待合せ(解散)する支援、行程中に買物等の目的地がある支援は通院等介助の対象外(同行援護、行動援護、移動支援であれば可能)



3(1)カ 院内介助

国通知及び本市課長決裁

院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフによって対応されるべき。
例外的に、下記の手続きを経た上で、サービスを提供することができる。

- 各区高齢障害支援課が認定し、受給者証に「院内介助あり」と記載がある
- 各区高齢障害支援課に、当該医療機関が院内介助を提供してよい条件にあてはまるか確認する
- その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、算定不可



3(1)キ及びク 待ち時間及び運転時間

下記時間は、給付費の算定対象外。

- 実際に支援を要しない単なる待ち時間
(例) ガイドヘルプにおける、視覚障害の方の美容室での待ち時間 等
- ヘルパーが自ら運転している時間



3(1)ケ 間隔の空く一連の居宅介護

留意事項通知第二の2(1)

- 1日に居宅介護を複数回算定する場合は、2時間以上の間隔を空けなければならない。2時間未満だった場合は前後を合わせて1回として算定する。
- 身体介護と家事援助といった別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満でもあり得る。



3(1)コ 各種加算

- 加算の算定にあたっては、報酬告示、留意事項通知等を参照し、算定要件を満たしていることを確認してください。
- また、事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出てください。



以下の給付費請求誤りが見受けられましたので、御注意願います。

- 児童発達支援管理責任者専任加算(放課後等デイサービス) 報酬告示(児)別表第3の1注7
 - ・ 病気等により指導員が急遽欠勤した日について、基準上配置すべき指導員の員数に、児童発達支援管理責任者を含めている。
- 欠席時対応加算(放課後等デイサービス) 報酬告示(児)別表第3の6
 - ・ 事業者が対象児童の急病等により利用を中止した場合に、対象児童又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行っていない。(記録していない。)



3(1)コ 人員欠如減算

- 指定障害福祉サービス事業所等における従業者の員数が規定により配置すべき員数を下まわっている場合(人員欠如)は、報酬告示及び第550号告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとなっていますが、適正なサービスの提供を確保するため、**人員欠如の未然防止**を図ってください。

特に、複数のサービス種類に係る事業所を運営する事業者において、従業者等が複数の職務を兼ねる場合については、事業所毎に、従業者等の勤務体制、勤務時間等を整理し、それぞれの事業所に置くべき人員の数を確保されるよう留意してください。



実地指導では以下の事例が見受けられましたので、御注意願います。

- 指定共同生活介護事業所 報酬告示別表第9の1注8(1)
 - ・ 配置すべき世話人又は生活支援員について、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合に、その翌々月から減算を行っていない事例。
- ※ 翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。

5 人員基準違反



3(2)ア サービス提供責任者

指定基準第5条

サービス提供責任者は**専ら**指定居宅介護等の職務に従事するものでなければならない。兼務して従事することができる職種は下記に限る。

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 移動支援・生活サポート
- 介護保険の訪問介護・介護予防訪問介護



実地指導では以下の事例が見受けられましたので、御注意願います。

- 障害児通所支援の児童発達支援管理責任者を兼務している。



3(1)イ 管理者

指定基準第6条

- 管理者は常勤である必要がある。

常勤とは、就業規則等で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間)に達していることをいう。

6 その他の基準違反



3(3)ア 重要事項の揭示

指定基準第35条

事業所内の見やすい場所に、下記を掲示する。

- 運営規程の概要
- 従業者の勤務の体制
- 協力医療機関(主に日中活動系サービス、居住系サービス)
- 苦情解決の相談窓口、体制及び手順等
- その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項



3(3)イ 変更の届出

法第46条

- 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、**10日以内**に、その旨を千葉市長に届け出る。

例えば...

- ・ 申請者(法人)の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・ 管理者及びサービス提供(管理)責任者の氏名、生年月日、住所及び職歴 等

- 本市ホームページに掲載の「変更届提出書類一覧」を確認。



3(3)ウ 個別支援計画の見直し

指定基準第26条、第58条

計画見直しの時期の目安は、サービス種類毎に異なる。見直しの結果、必要な場合は、計画の変更を実施する。

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

⇒必要に応じて見直す。

指定居宅介護等の基本的取扱方針：

サービスは、漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、適切に提供すること。

提供されたサービスについては、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、個別支援計画の見直しを行うなどその改善を図らなければならない。

- 療養介護、生活介護、CHGH、就労継続支援A・B、地域移行支援、障害児通所支援

⇒6月に1回以上見直す。

- 自立訓練(機能・生活)、就労移行支援

⇒3月に1回以上見直す。



3(3)エ 代理受領の通知 指定基準第23条

□ 市町村から支給を受けた介護給付費等の額を、利用者へ通知する。

作成例

平成 年 月 日

(支給決定障害者等氏名) 様

住 所
 事業者 (所在地)
 氏 名 (名称及び代表者氏名) (印)

介護給付費・訓練等給付費代理受領のお知らせ

以下のとおり介護給付費・訓練等給付費を代理受領したので、お知らせします。

金額			千			円
----	--	--	---	--	--	---

平成 年 月分

内 訳	サービス名	金額	摘要



3(3)オ 利用者等の情報を提供する際の同意

指定基準第36条

従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定居宅介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得ること。

また、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。

このことから、下記のいずれかにより説明・同意を得ること。

- 契約書・重要事項説明書に記載
- 個人情報提供の同意書を作成 等



3(3)カ 秘密保持等の措置

指定基準第36条

事業者は、従業者等が在職中及び退職後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように下記措置を取ること。

- 事業所等で定める就業規則、秘密保持規程等に明記
- 雇用契約書に記載
- 守秘義務の誓約書を作成 等

また、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずるべきである。



3(3)キ 勤務体制の確保等

指定基準第33条、第68条、第150条

雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者によってサービスを提供すること。

- 雇用契約書の確認

ただし、下記業務については、この限りではない。

- 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能・生活)、就労移行支援、就労継続支援A・B、障害児通所支援
⇒調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務
- CHGH
⇒事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、サービスに係る生活支援員の業務
- 地域移行支援
⇒指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援
- 地域定着支援
⇒指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援

- 法・・・障害者自立支援法(平成17年法律第123号)
- 指定基準・・・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
- 報酬告示・・・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)
- 第550号告示・・・厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合(平成18年厚生労働省告示第550号)
- 解釈通知・・・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)
- 留意事項通知・・・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

※地域相談支援、計画相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援については、各々の法令をご確認ください。

※ [障害者自立支援関係法令、事業者指定・登録基準関係通知等](#)は、障害者自立支援課のホームページに掲載しています。

http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/191101_shiteikijun.html